

## 特定調達品目検討会分科会における検討方針等について（案）

### ．特定調達品目検討会分科会について

#### 1．分科会の設置目的

グリーン購入法に基づく特定調達品目及びその判断の基準の見直し・追加に関する検討の参考とするため毎年度実施している提案募集（本年度は6月12日～7月10日の期間で公募）に加え、京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日閣議決定）、低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月29日閣議決定）を踏まえ、現行の特定調達品目のうち温室効果ガスの排出削減に資する品目、または政策課題に適切に対応するために取り上げるべき品目を重点改善品目として位置づけ、当該品目に係る環境負荷の低減に向けた判断の基準の強化を含む改善案等に関する検討を実施することを目的として重点改善品目ごとに分科会を設置することとしている。

本年度は、平成20年度の第5回特定調達品目検討会において合意された、重点改善品目候補（案）<sup>1</sup>の中から、以下の4分科会を設置することとしたい。

#### 2．設置分科会

重点改善品目に係る設置分科会及び座長（案）は、以下のとおり。

紙類分科会	（座長）岡山委員
印刷分科会	（座長）岡山委員
クリーニング分科会	（座長）辰巳委員
繊維製品分科会	（座長）平尾委員

紙類分科会及び印刷分科会については、非常に密接な関係にあることから、分科会を同じメンバーで構成することとする。

各分科会の所属メンバーについては、関連の業界団体や有識者の中から関係する省庁と協議の上、選定することとする。

<sup>1</sup> 重点改善品目候補（案）として、紙類、印刷、繊維製品等、エアコンディショナー、クリーニング、会議・イベント、プラスチック類の総合評価指標を提案した

## 紙類分科会における検討方針等について

### 1. 検討概要

#### (1) 検討経緯

紙類については、平成 20 年 1 月の古紙偽装問題の発覚を受け、平成 20 年度は特定調達品目検討会及び分科会において、主に以下の 4 点に関する検討を実施した。

- 環境に配慮された原料を使用したパルプ（特にバージンパルプ）の考え方
- 損紙の扱いに係る考え方
- 用途を踏まえた品目分類に係る考え方
- 総合評価指標に係る考え方

その結果、「環境に配慮された原料を使用したパルプ」として、古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材パルプ及びその他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプを定義するとともに、本年度の調達から、製品に求められる基本的な品質、機能等の確保を前提として、コピー用紙について総合評価指標の導入が行われた。

また、平成 20 年度の検討において、印刷用紙については、用途を踏まえた品目分類に係る検討を実施したが、国等の機関や地方公共団体において調達する用途は広範多岐にわたること、品目分類の細分化については製紙メーカーによって賛否が分かれること等から、総合評価指標の導入拡大（用途を踏まえた適切な指標項目の選定、重み付け等）の方針で引き続き検討を進めることとされた。

#### (2) 検討内容

本年度は、これまでの紙類に係る検討経緯等を踏まえ、コピー用紙に係る総合評価指標及び印刷・情報用紙に関して、主に以下の内容に係る検討を実施する必要がある。

- 判断の基準を満足するコピー用紙の市場動向の把握・分析
- 判断の基準を満足するコピー用紙の供給状況を踏まえた適切な評価値の設定
- 製紙メーカー各社の取組状況を踏まえた、総合評価指標の指標項目・重み付けの検討
- コピー用紙における試行結果を踏まえた、印刷・情報用紙（特に印刷用紙）への総合評価指標の導入拡大の検討

### 2. 検討方針

上記 1 (2) の 4 つの内容に関する検討方針は、以下のとおりである。

#### (1) 市場動向の把握・分析

判断の基準を満足するコピー用紙については、平成 21 年 2 月の基本方針の閣議決定以降、製紙メーカーやコピー用紙のサプライヤ等から順次供給が開始されたところで

ある。基本方針に記載されているとおり、平成 21 年度の 1 年間については、総合評価値 70 以上で特定調達物品とする経過措置が設けられているところであるが、平成 22 年度以降 80 以上に引き上げる方針であることから、判断の基準を満足するコピー用紙の市場動向（評価値別の動向を含む）について、製紙メーカー各社、製紙連合会からヒアリング、アンケート等により情報を収集し、平成 22 年度以降の供給状況について整理する。また、後述（3）において必要となる製紙メーカー各社の環境配慮の取組状況等についても、併せて把握・整理する。

さらに、総合評価指標の基本項目として「環境に配慮された原料を使用したパルプ」を指標項目としているが、判断の基準を満足するコピー用紙の安定供給等の観点から、森林認証材パルプ及び間伐材パルプについては、クレジット方式を採用している。このため、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの実際の供給状況とともに、クレジット方式の運用状況についても把握・整理する。

## （2）総合評価値の検討・見直し

上記（1）のコピー用紙及び森林認証材パルプ、間伐材パルプの供給状況（現状及び今後 1～2 年程度の見込み）を踏まえ、平成 21 年度 1 年間について経過措置としている総合評価値 70 以上を 80 以上に見直す方針で、検討会及び分科会において検討を行う。

## （3）指標項目・重み付けの検討

総合評価指標の指標項目は、各々既存の研究等により環境負荷低減効果が確認されている項目が選定されているが、各指標項目間の重みについては、単にライフサイクル上のインパクトのみで設定されるのではなく、政策的な重要性や環境配慮に関する取組の進捗状況を踏まえ、その政策的意図について十分議論した上で決定された。

このため、各指標項目及びその重み付けについては、各製紙メーカーの環境配慮の取組状況や社会的な反響の検証、上記（1）の市場動向等を多面的・総合的に評価し、必要に応じた見直しも視野に入れた継続的な検討を行う。

## （4）印刷・情報用紙への総合評価指標の導入拡大の検討

総合評価指標の印刷・情報用紙への拡大の可能性及び導入する場合の指標項目、重み付け、総合評価値等について検討を実施する。

特に印刷用紙（非塗工、微塗工、塗工及び特殊印刷用紙）については、図 1 及び図 2 に示したとおり、平成 20 年（暦年。以下同じ）の紙の生産量 18,826 千トンのうち 52.0% の 9,791 千トンを占めている。これは、コピー用紙の 967 千トン（紙全体の 5.1%）の 10 倍以上の生産量となっており、環境物品等の市場に与えるインパクトも非常に大きいことが予想される。

このため、印刷・情報用紙への総合評価指標の導入については、上記（1）～（3）

における情報把握、検討状況、印刷・情報用紙に係る製紙メーカーの環境技術の開発状況、製品の供給見込み等の幅広い観点から検討を行うこととし、製紙メーカー各社や製紙連合会はもちろんのこと、印刷事業者、流通事業者、消費者等を含め十分な議論を行い決定するものとする。

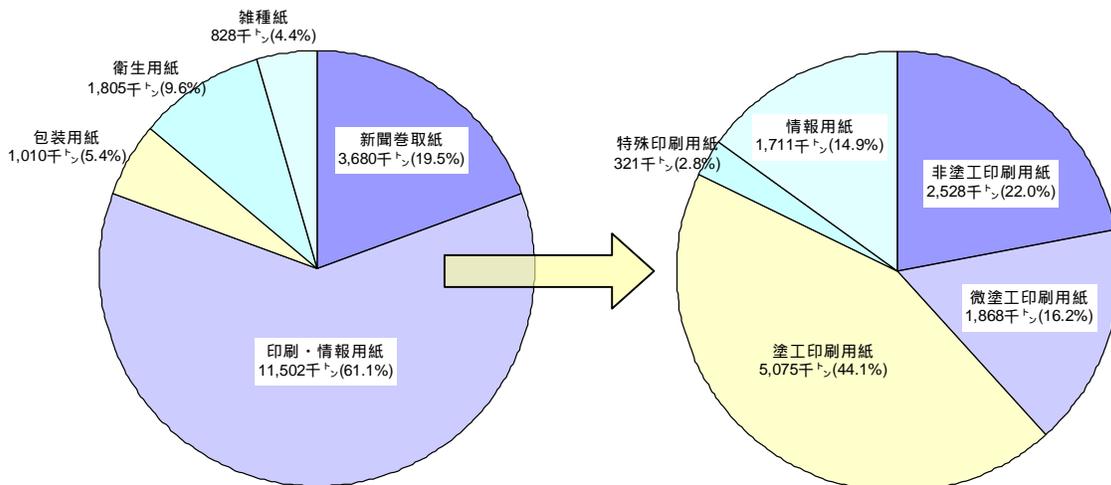


図1 紙の品種別生産量（平成20年）

図2 印刷・情報用紙の生産量（平成20年）

### 3. その他の検討事項

その他の検討事項として、製紙メーカー各社は投入損紙量の削減に向けた取組を行っているところであるが、昨年度は損紙の扱い（古紙パルプ配合率の算定式に損紙量が入っていないことから、製紙工程における損紙の投入について何らかの制限が必要ではないかとの指摘がある）について、十分な議論の時間が確保できなかったため、製紙メーカーの適切な情報提供の観点から、検討事項として取り上げることも必要となるものと考えられる。

## 印刷分科会における検討方針等について

### 1. 検討概要

#### (1) 検討経緯

平成20年度の印刷分科会における判断の基準等の設定に当たっての基本的な考え方は、古紙の供給サイドであるオフィス等において分別管理を徹底することにより、製紙原料としての古紙の品質向上(古紙の循環システムの構築)を図ること、すなわち、古紙再生の阻害要因となる材料等の使用について、より厳密な区分を設定することにより、「紙」から「紙」へのリサイクルを促進することを目的とした見直しを行った。具体的には、以下の判断の基準を追加している。

- 「古紙リサイクル適性ランクリスト」のB、C及びDランクの材料が使用されていないこと<sup>2</sup>
- 印刷物のリサイクル適性が表示されていること<sup>3</sup>

「古紙リサイクル適性ランクリスト」については、(財)古紙再生促進センター及び(社)日本印刷産業連合会において検討が進められ、適宜見直しが行われることから、その結果を適切に判断の基準等に反映することが重要である<sup>4</sup>とともに、印刷物のリサイクル適性表示に関する検討を行うことが必要である。

また、印刷物製作の発注に当たっては、企画・設計の段階からリサイクル適性に配慮された印刷物の製作が行えるよう、資材確認票により使用する資材等について確認を行い、リサイクル対応型印刷物の作成に努めることとしている。ただし、平成21年度は、印刷事業者に対する周知が必要であることから、試行期間と位置づけ、引き続き確認票の内容の検討を行うとともに、印刷事業者への普及促進を図ることとしている。

さらに、紙類分科会と同様に、コピー用紙の総合評価指標に係る各種指標項目のモニタリングや製紙メーカー各社の取組状況等を踏まえ、印刷・情報用紙、特に印刷用紙への総合評価指標の導入に係る検討を実施する必要がある。

#### (2) 検討内容

本年度は、これまでの紙類・印刷分科会における検討経緯等を踏まえ、引き続き以下の内容に関する検討を実施する。

- 印刷物のリサイクル適性表示に関する検討
- 資材確認票の内容の精査・見直しに関する検討及び普及促進

<sup>2</sup> 「ただし、印刷物の目的からやむを得ず使用する場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること」としている

<sup>3</sup> リサイクル適性の表示内容については、「ア．Aランクの材料のみ使用：紙ヘリサイクル可」「イ．AまたはBランクの材料のみ使用（アの場合除く）：板紙ヘリサイクル可」「ウ．CまたはDランクの材料を使用：紙・板紙ヘリサイクル不可」

<sup>4</sup> 例えば、平成21年3月18日の改定では、各資材の古紙リサイクル適性の見直し及び名称変更等に伴う修正とともに、抄色紙・ファンシーペーパーの判定基準が定められた

○ 印刷・情報用紙（特に印刷用紙）への総合評価指標の導入拡大の検討

## 2．検討方針

印刷については、紙類における検討（特に印刷用紙への総合評価指標の導入）と密接不可分であることから、紙類分科会と合同で開催することを基本とする。

また、上記1（2）の3つの内容に関する検討方針は、以下のとおりである。

### （1）リサイクル適性表示

平成20年度においては、「紙」から「紙」へのより高度なリサイクルを推進するため、使用済みになった印刷物のリサイクル適性を表す識別表示を行うことを判断の基準として設定したところであるが、印刷物への具体的な識別表示については、古紙再生促進センター及び日本印刷産業連合会における「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討状況を踏まえ、可能な限り統一を図る方向で検討を進め、基本方針に適切に反映する必要があると考えられる。

このため、平成21年度においては、印刷物のリサイクル適性表示に関する検討を引き続き実施する。

### （2）資材確認票

印刷物の製作に当たっては、企画・設計段階からリサイクル適性に配慮し、「目的・機能の充足」と「リサイクル対応」の両立を図るため、通常の発注・仕様管理の各ステップでリサイクル対応型印刷物製作のために必要な確認を行うことが重要となる。このため、国等の機関は印刷物の発注に当たって、資材確認票により使用する資材等について確認を行い、リサイクル対応型印刷物を製作する必要がある。

平成21年度における資材確認票の運用は、試行期間と位置づけられていることから、試行状況を踏まえ、具体的な発注・仕様管理の流れに応じたりサイクル対応型印刷物の確認事項について検討するとともに、資材確認票の見直しを行い、平成22年度から本格的に導入することとする。

### （3）印刷・情報用紙への総合評価指標の導入拡大の検討

紙類と同様に、総合評価指標の印刷・情報用紙への拡大の可能性及び導入する場合の指標項目、重み付け、総合評価値等について検討を実施する。

検討方針については、「紙類分科会における検討方針等について」2（4）のとおりである。

## クリーニング分科会における検討方針等について

### 1. 検討の目的

国等の機関では、毎年大量の繊維製品を調達しており、例えば、制服・作業服では50万着以上となっており、それらの洗濯はクリーニング（ドライ、ランドリー等）に出されていることが多く、その頻度を勘案すると相当量の発注数量に及ぶことが想定される。例えば、ドライクリーニングは、有機溶剤（石油系と塩素系）を使って行う洗濯であり、不適切な取扱を行うと大気、水をはじめとした媒体に環境負荷を生ずるおそれがあり、また、エネルギー消費による温室効果ガスの排出等の環境負荷も発生することから、各事業者は個別に環境負荷低減に向けた取組を行っているところである。

しかし、国等の機関がクリーニング業者に業務を発注する場合に求めるべき環境配慮については、これまで十分な検討が行われておらず、発注者側の取組が遅れていたことは否めない。このため、環境負荷低減に配慮されたクリーニング（役務）を調達することにより、省エネルギーや3Rの推進等による温室効果ガスの削減が期待できることから、分科会を設け、検討を実施するものである。

表1 国等の機関における繊維製品の調達実績（平成19年度）

分野	品目	総調達量	単位	
制服・作業服	制服	388,093	着	
	作業服	136,289	着	
インテリア・寝装寝具	カーテン	18,331	枚	
	布製ブラインド	3,935	枚	
	毛布	購入	46,297	枚
		リース・レンタル（新規）	284,143	枚
		リース・レンタル（継続）	1,005,163	枚
	ふとん	購入	7,228	枚
		リース・レンタル（新規）	588,225	枚
リース・レンタル（継続）		3,244,640	枚	

### 2. 検討の内容

#### (1) 対象範囲

制服、作業服、カーテン、毛布等の繊維製品のクリーニング<sup>5</sup>（リネンサプライ<sup>6</sup>も含む）

<sup>5</sup> 【クリーニング業法】昭和25年5月制定。新規開業には都道府県知事の承認ならびに衛生基準等の審査が必要となる。また国家資格である「クリーニング師」を置くこともこの法律により定められている

<sup>6</sup> 宿泊施設や病院のシーツやタオル、飲食店のおしぼりなど、繊維製品を貸与し、その使用後に回収して洗濯・高温滅菌処理し、再び貸与することを繰り返して行う事業。リネンの修理や利用の度合いに応じた補充、交換も、すべて業者が行う

## (2) 判断の基準等の考え方(案)

現段階における判断の基準、配慮事項の設定に当たっての考え方(案)及び具体的な取組例は以下のとおりである。

なお、クリーニング方法の違いによって、配慮すべき環境負荷項目や内容等も異なることから、判断の基準の設定に当たっては、ドライクリーニングと水洗い(ランドリー/ウェットクリーニング)に分けて、共通基準及び個別基準を設定することを検討する。

### 判断の基準

#### 3Rの推進

- 包装材(ポリ包装資材、袋等)への配慮(使用量の削減、再生材の利用、回収システムの構築)
- ハンガーの再利用(プラスチックハンガーの回収、リサイクル(針金の不使用))
- ドライクリーニング溶剤の再利用(工程内で再利用) 等

#### 溶剤<sup>7</sup>、洗剤の環境負荷低減

- 芳香族成分低減溶剤、新石油系溶剤の使用
- ドライクリーニング、ランドリー(又はリネンサプライ)洗剤の適正量の使用 等

#### 省エネの推進によるCO<sub>2</sub>排出削減

- エネルギー使用実態の把握、取組効果の報告
- エネルギー消費量の削減 等

### 配慮事項

#### クリーンエネルギーへの転換

- ボイラ等のクリーンエネルギー(天然ガスや太陽熱利用)への転換 等

#### 配送時の環境配慮

- 低公害車による配送、エコドライブの推進 等

## (3) 検討に当たっての留意点

クリーニング業界の規模は、全国で約141千施設(一般クリーニング店37千施設、取次店101千施設)(厚生労働省「衛生行政報告例」平成20年3月末現在)であり、従業員数1~4人の小規模事業所が8割以上(総務省「平成18年事業所・企業統計調

<sup>7</sup> ドライクリーニング用溶剤の2007年出荷実績は、石油系76%、パーク系22%、フロン系1%(日本クリーニング用洗剤同業会調査)

査」)にのぼることから、判断の基準等の検討に当たっては、全国レベルでの調達可能性の確認が必要となるものと考えられる。

また、リース・レンタル品で、契約にクリーニングが含まれる場合(リネンサプライ)の扱いについて検討の対象となる。

## 繊維製品分科会における検討方針等について

### 1. 検討の目的

現行の基本方針において、制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋及びその他繊維製品の計4分野14品目（以下「繊維製品」という。）が特定調達品目となっている。そのうち6品目については、平成13年のグリーン購入法施行時から指定されており、これら繊維製品の主たる判断の基準として設定されている再生PET樹脂の配合率については、見直されることなく据え置かれてきた。また、調達実績からわかるとおり、国等の機関においては、毎年大量の繊維製品を調達しており、その調達率もほとんどの品目が90%以上で推移している（表2参照）。

このため、現行の繊維製品に係る判断の基準等について検討するとともに、新たに特定調達品目として追加可能な品目について検討し、より環境負荷低減効果の高い繊維製品の普及やリサイクルシステムの構築を推進することを目的として分科会を設置する。

また、併せて、植物を原料とする合成繊維（PLA）についてもライフサイクル全般にわたる環境負荷低減効果を検討・評価し、現段階における考え方について整理を行うものとする。

表2 国等の機関における繊維製品等の調達実績（平成19年度）

分野	品目	総調達量	特定調達物品等	特定調達物品等の調達率 = /	
制服・作業服(2)	制服	388,093 着	363,744 着	93.7 %	
	作業服	136,289 着	127,385 着	93.5 %	
インテリア・寝装寝具(10)	カーテン	18,331 枚	17,420 枚	95.0 %	
	布製ブラインド	3,935 枚	3,642 枚	92.6 %	
	タフテッドカーペット	79,621 m <sup>2</sup>	79,533 m <sup>2</sup>	99.9 %	
	タイルカーペット	149,501 m <sup>2</sup>	145,945 m <sup>2</sup>	97.6 %	
	織じゅうたん	7,207 m <sup>2</sup>	5,413 m <sup>2</sup>	75.1 %	
	ニードルパンチカーペット	50,415 m <sup>2</sup>	50,411 m <sup>2</sup>	100.0 %	
	毛布	購入	46,297 枚	46,267 枚	99.1 %
		リース・レンタル(新規)	284,143 枚	281,099 枚	
		リース・レンタル(継続)	1,005,163 枚	966,265 枚	
	ふとん	購入	7,228 枚	7,066 枚	98.3 %
		リース・レンタル(新規)	588,225 枚	578,536 枚	
		リース・レンタル(継続)	3,244,640 枚	2,578,623 枚	
	ベッドフレーム	購入	2,601 台	2,594 台	99.7 %
		リース・レンタル(新規)	41 台	41 台	
		リース・レンタル(継続)	3,240 台	0 台	
	マットレス	購入	2,893 個	2,828 個	97.4 %
		リース・レンタル(新規)	133,299 個	129,772 個	
リース・レンタル(継続)		609,809 個	609,365 個		
作業手袋(1)	作業手袋	1,317,508 組	989,997 組	75.1 %	
その他繊維製品(3)	集会用テント	購入	512 台	507 台	99.1 %
		リース・レンタル(新規)	142 台	141 台	
		リース・レンタル(継続)	1 台	1 台	
	ブルーシート	購入	12,668 枚	12,457 枚	98.3 %
		リース・レンタル(新規)	6 枚	6 枚	
		リース・レンタル(継続)	0 枚	0 枚	
	防球ネット		506 枚	503 枚	99.4 %

## 2. 検討の内容

### (1) 対象範囲

現行の14品目の繊維製品については、判断の基準等を見直す方向で検討を進める。

表3 現行の繊維製品の判断の基準及び配慮事項

分野	品目	追加年度	判断の基準				配慮事項			
			再生PET配合率	再生PET以外の再生材料配合率	植物由来の合成繊維配合率	その他	簡易包装・再生利用、廃棄時への配慮	回収・再利用システム	未利用繊維・反毛繊維の使用	漂白剤の不使用
制服・作業服	制服	H13	製品全体重量比10%以上		製品全体重量比25%以上					
	作業服	H13								
インテリア・寝装寝具	カーテン	H13	製品全体重量比10%以上							
	布製ブラインド	H19	布生地全体重量比10%以上							
	タフテッドカーペット	H17								
	タイルカーペット	H17		未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラ、その他の再生材料が製品全体重量比10%以上						
	織じゅうたん	H13								
	ニードルパンチカーペット	H13			製品全体重量比25%以上					
	毛布	H13	製品全体重量比10%以上							
	ふとん	H14	ふとん側地又は詰物の繊維重量比10%以上			再使用した詰物が詰物の全体重量比80%以上				
作業手袋	作業手袋	H13	製品全体重量比50%以上			ポストコンシューマ繊維が製品全体重量比50%以上				
その他繊維製品	集会用テント	H15	製品全体重量比10%以上							
	ブルーシート	H15		再生PEが製品全体重量比50%以上						
	防球ネット	H15	製品全体重量比10%以上	再生PEが製品全体重量比50%以上	製品全体重量比25%以上					

また、新規に追加する品目については、例えば、以下の品目が考えられる。なお、検討に当たっては、国等の機関における調達量が相当程度あり、再生材料の使用やリサイクルシステムの構築等によって通常品と比較し環境負荷低減効果が期待できると考えられる繊維製品を対象とする。

- 帽子、腕章、靴、履物、フロアマット、シーツ・カバー類、旗・幟・懸垂幕等

### (2) 判断の基準等の考え方(案)

現行の判断の基準は、主に以下の項目について見直し等を検討する。見直しに当たっては、PET ボトルリサイクルの現状やその他の再生材料の利用実態、先進的に繊維製品の回収・リサイクルシステムを構築している事業者等の取組を踏まえ検討する。

現段階における判断の基準、配慮事項の設定に当たっての考え方(案)及び具体的な取組例は以下のとおりである。

## 判断の基準

- 再生 PET 樹脂の基準値の強化
- ポリエステル以外の原料に係る検討
- 未利用繊維、リサイクル繊維、廃植物繊維に係る判断の基準の検討
- 回収・リサイクルシステムに係る判断の基準の設定
- 植物由来の合成繊維に係る判断の基準の考え方の整理
- その他の環境配慮項目（リサイクル設計（単一素材）等）に係る検討 等

## 配慮事項

現行の配慮事項に加え、以下の項目について検討を行う。

- 各種加工材の使用への配慮、難燃剤の不使用
- ホルムアルデヒドの含有、染料の無添加 等

### （３）検討に当たっての留意点

繊維製品については、以下の点に留意して検討を実施する。

- 繊維産業の生産・流通構造は、製造事業者（糸、織物、アパレル等）、流通事業者（卸、小売等）と多段階に分業されていることから、判断の基準の見直しに当たっては、多角的な調整が必要
- オフィス等で需要の多いタイルカーペットについては、現在は回収して再生原料として利用されている場合もあることから、現在の回収実態を調査するとともに、使用後のリサイクル性についても検討が必要
- オフィスユニフォーム等のリース・レンタルが普及しはじめていることから、制服・作業服の調達実績の集計方法について検討